

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

海外展開アドバイザー派遣事業 のご案内

県内事業者向け

事業の概要

(公財)岐阜県産業経済振興センターでは、県内の中小企業者等が海外展開に取り組む中で抱える種々の問題に対して、専門的知識を有する登録専門家を派遣し、適切な支援を行う「海外展開アドバイザー派遣事業」を実施しています。

海外ビジネスに精通した専門家が国内外で支援します！

海外展開アドバイザーとは

下記の条件に合致した方を海外展開アドバイザーとして登録しています。

- ① 中小企業診断・指導・育成に関して資格を有する方
- ② 海外ビジネスの指導等に関するノウハウがあり、実務経験が概ね3年以上ある方
- ③ 公職等で海外ビジネスの支援経験を有する方

支援内容

ビジネスプラン策定に向けた海外現地市場調査
商談に関する支援(商談会・個別訪問)
海外展示会・見本市出展に関する支援
海外現地拠点の設立に関する支援
海外現地拠点の運営に関する支援
海外現地の制度・規制に関する支援
ウェブの活用に関する支援

対象企業

県内の中小企業で県税を完納している者。

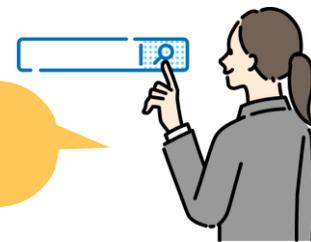
利用の制限

1事業者に対するアドバイザーの派遣は、年度あたり(4月-3月)10日を限度とします。協同組合等、複数の事業者が加入する団体が利用する場合の利用上限についてはご相談ください。

センターからの補助

アドバイザー謝金 27,000円/日
のうち、2/3をセンターが補助します。
(企業負担:9,000円/日)
なお、原則として国内移動費に対する補助はありません。

登録アドバイザーはセンターホームページでご確認ください。



事業の流れ ～支援前の手続き～



海外展開に関する課題

- ・ ●●で開催される商談会で専門家の支援を受けたい。
- ・ ○○○に進出するので現地の専門家にサポートしてほしい。

岐阜県内事業者
小規模事業者または中小企業

利用は年間10日まで

負担金は支援実施前まで
にお支払いください。

①利用申請

【提出書類】

- 海外展開アドバイザー派遣要請書
- 事業計画書
- 納税証明書

③派遣決定

【センターからの送付書類】

- 第5号様式 派遣決定通知書
- 請求書(納付通知書)

④負担金の支払い

(公財)岐阜県産経済振興センター

②審査

- ・ すでに支援を受けたことのあるアドバイザーの場合、事前に日程等を直接交渉いただくことが可能です。
- ・ はじめてご利用される場合は、アドバイザーのご提案から産経センターがサポートします。

③派遣要請

【センターからの送付書類】

- 支援実施依頼書



海外展開アドバイザー

事業の流れ ～支援後の手続き～

岐阜県内事業者

⑤事業実施



⑦支援報告

支援業務報告書の確認
【提出書類】
○成果確認報告書

⑧支援結果の確認 / 支払い手続き

(公財)岐阜県産経済振興センター

海外展開アドバイザー

⑥支援報告

【提出書類】
○支援業務報告書
○支援最終結果報告書



⑨謝金+旅費の支払い

指定口座に振り込みます。
(円払い)

- アドバイザー謝金 27,000円/日
(1日3時間以上の支援を行うこと)
- 旅費

国内移動費は補助対象外
渡航費(航空券、ホテル代等) 補助対象

アドバイザー謝金+渡航費の
2/3を産経センターが補助。

海外展開アドバイザー

■問い合わせ先
公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
経営支援部 取引課
TEL 058-277-1092
メール torihiki@gpc-gifu.or.jp